

時事新報

リヴァプール(昨日の續)  
 現に當府民がクリスマスの場合、特に慈善を施して貧民の心を慰するの工風を實地に目撃して轉た感服に堪へざるものあり即ち去る二十四日は當府の知事クックン氏が冬服給與の式を舉行したり是れは府中の街道まで靴もかく股引もなく半身裸體とも申す可き貧民のみを集め來り之に四五枚の冬服上着を惠與する者にして儀式の庭には樂隊の國歌を奏するあり貧民の父母親戚は庭の内外に群集して之を傍觀する其處に知事は井戸綱大の金鎖を以て圓大の印綬を繋ぎ之を胸間垂れて出て來り貧民を抱き上げて丁寧に上衣を着せ三法師を抱きたる豊太問とも申す可き氣勢にて左手は貧民を抱きながら當日儀式の大主意を演説する其有様燦爛たる金光、麗靄兒と相對照して傍觀人は覺え之が情の情を催はする可く此時リヴァプールの眞正が殊勝なる有聲を以て宗教上の演説を爲せば滿場寂として隨喜の涙を流さざるものあり、此一滴は社會黨の不平を解し去るの熱涙なり無數不平の貧民をして此熱涙を生せしむる其心匠ふる殊勝も又巧みなれど彼存候又去る二十五日即ちクリスマスの當日は金満家の令閨令嬢が貧民院又は貧兒職業學校等にて幾百の貧子女にクリスマス晚餐を馳走するの習例あり小生も其現場を一覽致し候に當日は貧素ながら貧子女食堂の飾り付け等も之れあり食事前は施主ある令閨令嬢が出て來れば子女は整立して贊美歌を唱へ斯くて一同食卓に向へば幾多の令閨令嬢は甲斐なくしも手を下して親から牛肉などを取り取り幼年の貧兒へはナイフとフォークとを持ち添へて其食事を助くる等其平常の高貴を忘れて一朝貧子女の母たり姉妹たる其心掛けは優しけれ頼て食事の終るを待ちて學校長は子女後來の心掛を説き示し當日の施主は對して其厚意を謝すべし云々と命ずれば子女等は擊卓腹して三呼喝采する其聲を聞きながら黒塗りの馬車に乗りて歸宅する婦人方を見ては如何なる貧乏の人民よても不平を唱ふるの辭ある可し又クリスマスの前日には貧家の子が隊伍を組んで富家の門前に行隊するの習あり富家は其貧子女を延て夜來の殘食を分與するか或は幾レリングを惠施するを常とするが如き其他貧民救濟の法は固より一よりして足らざれば共此一舉彼の無數の貧民をして多日鬱積の不平を融和せしむるの効能あると固より疑を容れざるなり今より二三年前なりと覺ゆ東京神田明神の祭禮あるに際し祭禮の寄附金其他一切の費用は富家に多くして貧家に少く然かも其祭禮の盛觀を嫉むの趣は貧富同様のが故に祭禮の一舉彼の貧窮民をして平常の不平を融和せしむるの効能ある可し云々の論を時事新報紙上に掲げたとありしが當美國の如く貧富の懸隔其たしき國柄にては自然か故意かは暫く置き免に角右クリスマスの祭禮など當りて貧民の不平を融和するの氣轉に乏しからざるやう見受られ候此等は人事の項未なる部分なるが如くなれども心波情潮滔々たる今の世の中よ於ては經世家の最も注意す可き事あらんと奉存候

其餘人目を引くと否とは實に一種のアートなればあり斯くて人々廣告を争ふが爲めに新聞紙上は勿論廣告も都合好き場所柄は其廣告料も亦高直にして倫敦のオクスフォード街及びリセント街などとは商店の普請中、家の前面を廣告場とすれば其廣告料の收入を以て家の前面の普請料を辨するに足る可しと云へり左れば近來廣告を事とする者の中一定の場所を借り切るの代りよ生きた五尺の人間を以て廣告の的と爲すもの多く芝居の廣告杯は幾十の人間も大なる廣告札を背負はせて街上を横行する者甚だ多く當地クリスマス前の廣告にて最も人目を驚かしたるはリウウキスと申す雜貨店として同店にては五層の高塔スキ間なく電氣燈を照し其中段の廻廊に嚴然たる金モール出立の大將が満身電氣燈を帯びて運動するやう仕掛けたり過般ロンドンタイムスは其社説に廣告を論じて我々人間は石の時代、銅の時代、鐵の時代を經過し來りて今正に廣告の時代に入らんとす云々と記したり一時の戲言なりと雖も近來人間が廣告體と爲ると益々多きを見るに足る可しと被存候先づは最晩の所見御報連まで一筆如此に御座候なり

十二月二十八日 英國リヴァプール府に於て 高橋 義雄 (畢)

官報

○閣令第五號  
 外務省派遺清國留學生卒業生ニシテ在清國公使館領事館又ハ在香港領事館附屬留學生ト爲リ事務ヲ練習シタル者ハ直ニ同省判任官ニ任スルコトヲ得

○大藏省令第三號  
 流通不便ノ金銀銅貨ハ本年四月一日以後當省金庫局及同局大坂出張所ニ於テ左ノ區別ヲ以テ交換スヘシ但手數料ハ徵收セス

一量目減少セル者 全額  
 一量目減少セル者 現存價格

明治廿二年二月廿六日 大藏大臣伯爵松方正義  
 ○逓信省告示第二十六號  
 亞非利加洲オランダゾラフリーステイト「外七國國」ノ郵便稅等左ノ通り制定及ヒ改定ス

明治廿二年二月廿六日 逓信大臣子爵榎本武揚  
 制定部書

國名	經由地	郵便料	印稅	合計
英國	倫敦	二	一	三
法國	巴黎	二	一	三
德國	柏林	二	一	三
美國	紐約	二	一	三
日本	東京	二	一	三
...	...	...	...	...

○獨學會計檢査院事務總案記(去る廿二日の續)

英總テ以テ發送レ「プリンアシ」ヲ經由スルモノハ信書十五グラムニ付二釐及印刷物商品見本五十グラムニ付各一釐ノ増稅ヲ課ス

決算の材料  
 帝國決算の材料は帝國總ての收入支出あり此事は帝國權限に關するものなれば總て憲法を以て定めらる帝國上等官衙の收入支出は檢査第一の材料となる其官衙を詳言すれば

- 一帝國大宰相並之に隷屬する官衙
- 二帝國内務省
- 三帝國大藏省
- 四司法省(帝國裁判所)
- 五帝國驛遞省
- 六鐵道事務省
- 七帝國會議
- 八帝國議會
- 九帝國會計檢査院
- 十帝國國庫
- 十一帝國國庫
- 十二帝國國庫
- 十三帝國國庫
- 十四帝國國庫
- 十五帝國國庫
- 十六帝國國庫
- 十七帝國國庫
- 十八帝國國庫
- 十九帝國國庫
- 二十帝國國庫

關稅  
 但關稅の徵收及行政は各聯邦國に委任せり且つ帝國及聯邦國相互の間は於て關稅關する收入を受授し且つ之を確定するは聯邦會議の任なるを以て(帝國憲法第三十六條乃至三十九條)帝國檢査院は關稅監督の爲め設けたる帝國官衙及在ハンブルク帝國關稅事務本部の支出に關する決算帳を檢査するのみ

帝國收入として徵收する所の消費稅及印稅  
 エルサスロートリンゲン州の行政一般に關する收入支出あり

帝國檢査院は帝國銀行を監督す是は特別の法律に據りたるものとて千八百七十二年の法律に明文なし(材料事項終)

檢査院組織  
 帝國檢査院の範圍ある前記の事務を執行するに就き同院を大別して二部とす

一部に部長を置く各部は各々五課より組成す即ち通計十課あり

課に課長を置く毎課六名乃至七名の檢査員を配付す

而して此分課及檢査官並に檢査員の配置全く院長の職權内にあり

檢査院動作  
 如何なる方針を以て檢査院其動作を爲すは拘はらず動作の成績を得るに最も缺くべからざる事項を註述べんとす

一檢査院は他の行政官衙に對しては全く獨立の性質を有せざるを得ず千八百七十二年法律第一條即ち帝國檢査院は國王に直隸し各省大臣に對しては全く獨立の性質を有す

帝國檢査院は皇帝陛下に直隸し大宰相に對しては獨立の性質を有す

右を約言すれば檢査院は國王陛下若くは皇帝陛下に隷屬し各省大臣若くは大宰相の牽制を受けず

二檢査院は公平無私の裁決を爲し得る組織を備へざるを得ず

檢査院の官吏に任用する人は同院事務と其性質を適當して處辨する學識を備ふるを實質にすへし之を實質にする目的は千八百七十二年の法律第二條ありて院長は内閣の推薦し部長並に檢査官は

院員  
 檢査院の官吏に任用する人は同院事務と其性質を適當して處辨する學識を備ふるを實質にすへし之を實質にする目的は千八百七十二年の法律第二條ありて院長は内閣の推薦し部長並に檢査官は